

税の証明書類（見本）

政令指定都市(※)で課税される平成30年度以後の市民税について、所得割の税率が（平成29年度まで）6%⇒（平成30年度以降）8%に改正されております。

補助の判定にあたっては6%の所得割額を用いますので、札幌市発行の証明書を用いて確認する場合は次表を参照してください。

証明書名称	記載されている税率	確認方法
市・道民税証明書	6%(旧税率)及び8%	旧税率部分を確認
市民税・道民税 特別徴収税額の通知書	8%	所得割額×6/8
納税通知書		

また、札幌市以外が発行した証明書については、様式が自治体ごとに異なるため、札幌市の事例を参考にご確認ください。

なお、政令都市以外(東京23区を含む)は6%、政令指定都市のうち名古屋市のみ7.7%で計算されておりますのでご注意ください。

※3 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の20市

(1) 市民税・道民税 特別徴収税額の通知書（会社等で毎月の給料から市民税を引かれている方）

札幌市の場合上記のような通知書になります。

確認いただくのは、中央にある「税額」欄の上部「市民税」となり、通常は「**所得割額⑥**」となります。

ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除がある場合は、「**税額控除前所得割額④**」-**調整控除**の額が参照する所得割額となります。

